

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	一般社団法人学童クラブいわき ひなた学童クラブ泉北	
監査実施年月日	令和5年10月12日(木)	
事 項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時から午後6時30分までとし、そのうち、午後4時以降はひなた学童クラブ泉北と合同で行うと規定している。</p> <p>ひなた学童クラブ泉北及びひなた学童クラブ泉北の2支援単位で開所日とする場合は、一箇所に集約した午後4時以降における支援員の数は最低でも四人以上必要となるが、二人のみの配置となっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つの支援単位ごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしていない日については開所日とすることはできない。</p>	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条